

日時：令和6年（2024年）12月23日（月） 14：00～
場所：横須賀市役所消防局庁舎3階 消防第3会議室

第18回 横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会

1 開 会

2 議 事

- (1) 「地球を守れ ゼロカーボン推進条例」の見直しについて
- (2) 「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の見直しについて

3 その他

4 閉 会

■送付資料

- ・ 第18回 横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会 会議次第
- ・ 資料1 部会委員名簿
- ・ 資料2 事務局職員名簿
- ・ 資料3 横須賀市環境審議会規則
- ・ 資料4 横須賀市環境審議会傍聴実施要領
- ・ 資料5 「地球を守れ ゼロカーボン推進条例」の見直しについて
- ・ 資料6 「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の見直しについて

横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会委員名簿

	氏名	区分	役職等
1	いま い とし ため 今 井 利 為	学 識 経 験 者 (水産学)	公益財団法人 神奈川県栽培漁業協会専務理事
2	お ぼら しん じ 小 原 信 治	市 民	公募委員
3	かわく ぼ しゅん 川 久 保 俊	学 識 経 験 者 (環境工学)	慶應義塾大学准教授
4	かわ な まさ たか 川 名 優 孝	学 識 経 験 者 (エネルギー・環境)	東海大学非常勤講師
5	き もと かず お 木 本 一 雄	市 民 団 体	横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長
6	く どう ゆき ひさ 工 藤 幸 久	事 業 者 (商工業)	横須賀商工会議所理事・事務局長
7	こ すげ きみ あき 小 菅 君 明	事 業 者 (漁業)	横須賀市東部漁業協同組合組合長
8	☆ まつ もと やす お 松 本 安 生	学 識 経 験 者 (住民参加)	神奈川大学教授

☆：部会長

横須賀市環境審議会温暖化対策推進部会 事務局職員名簿

[事務局職員]

所 属	役 職	氏 名
経営企画部都市戦略課	課 長	吉 田 裕 一
同 上	主 査	林 孝 洋
同 上	主 任	田 上 尚 敬
同 上	担 当 者	相 澤 優 輝

○横須賀市環境審議会規則

平成8年7月25日規則第47号
改正 平成23年4月1日規則第7号
平成24年3月30日規則第7号
令和元年9月25日規則第23号

横須賀市環境審議会規則を次のように定める。

横須賀市環境審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営については、環境基本条例（平成8年横須賀市条例第26号）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員)

第2条 委員は、市民、事業者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平24規則7・一部改正）

(委員長)

第3条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（平23規則7・一部改正）

(部会)

第5条 部会は、委員長が指名する委員10人以内をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会の委員が互選する。

3 部会長は、部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第3条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。

（平23規則7・全改、令元規則23・一部改正）

(専門委員)

第6条 専門委員は、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 専門委員の任期は、担当する特別の事項の調査研究の期間とする。

（平23規則7・追加）

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

（平23規則7・旧第6条繰下）

附 則

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月25日規則第23号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

横須賀市環境審議会傍聴実施要領

- 1 この要領は、横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 審議会は原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等の都合により、審議会委員の総意によりこれを非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者の定員は原則として 10 人以内とする。
 なお、開会時刻 10 分前の時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、また、定員に達しない場合は、審議会閉会時まで先着順に受け付ける。
- 4 傍聴希望者は、事務局から傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には事務局に返還する。
- 5 傍聴者による写真、ビデオ等の撮影、録音はできない。
- 6 傍聴者が次の事項を遵守せず、かつ、委員長の手示に従わない場合には、傍聴の許可を取り消すことができる。
 - (1) 審議会委員の発言に対し、拍手やその他の方法で賛否を表明しないこと。
 - (2) 話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
 - (3) はちまき、腕章などをして示威的行為をしないこと。
 - (4) 病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外は、コート、マフラーなどを着用しないこと。
 - (5) 飲食、喫煙をしないこと。
 - (6) 委員長の許可を得たとき以外は、メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。
 - (7) むやみに席を離れないこと。
 - (8) その他、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。
- 7 本要領の規定は、部会において準用する。
- 8 審議会の傍聴の実施に関する事務は、環境部環境政策課が行う。

[傍聴章]

No.	環境審議会
傍	聴 章

第18回 横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会

**「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」
の見直しについて**

令和6年12月23日（月）

経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当

目次

1. 条例の概要
 - (1) 条例制定の経緯
 - (2) 条例の概要
2. 条例の見直しについて
3. 見直しにあたり考慮する点
4. 今後のスケジュール

1. 条例の概要

(1) 条例制定の経緯

- 脱炭素社会の実現へ向け、「2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ」を目指す「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」を令和3年(2021年)1月に表明
- 「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」において、『脱炭素社会への移行に向けた姿勢を示すための条例を制定する』ことを明記
- 市民・市民団体・事業者と連携し、地球温暖化対策の取り組みを進めていくための基本理念を示す



- 令和3年(2021年)10月に
「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」を施行

1. 条例の概要

(2) 条例の概要

- 条文は、第1章～第4章まで、全18条で構成

第1章	<ul style="list-style-type: none">●総則<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化対策推進にあたっての基本理念・市民、市民団体、事業者、市の責務
第2章	<ul style="list-style-type: none">●地球温暖化対策に関する施策の基本方針<ul style="list-style-type: none">・施策の策定及び実施に際し、基本となる事項を規定
第3章	<ul style="list-style-type: none">●地球温暖化対策に関する施策等<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化対策実行計画の策定について・講ずべき施策の項目について
第4章	<ul style="list-style-type: none">●雑則<ul style="list-style-type: none">・この条例の見直しについて

1. 条例の概要

(2) 条例の概要

第1章	●総則 <ul style="list-style-type: none">・地球温暖化対策推進にあたっての基本理念・市民、市民団体、事業者、市の責務
【地球温暖化対策推進にあたっての基本理念】 <ul style="list-style-type: none">⇒日常生活及び事業活動における社会経済システムの転換を図ること⇒脱炭素社会実現の重要性を認識し、積極的に取り組むこと⇒社会及び経済の課題解決にも貢献すること 【市民、市民団体、事業者、市の責務】 <ul style="list-style-type: none">⇒基本理念に基づく措置を講ずること及び相互の協力	

1. 条例の概要

(2) 条例の概要

第2章

●地球温暖化対策に関する施策の基本方針

- ・ 施策の策定及び実施に際し、基本となる事項を規定

【地球温暖化対策に関する施策の基本方針】

- ⇒ 温室効果ガス排出量の削減に関する施策を推進すること
- ⇒ 吸収源に関する施策を推進すること
- ⇒ 地域特性を踏まえた適応策を推進すること

1. 条例の概要

(2) 条例の概要

第3章

●地球温暖化対策に関する施策等

- ・地球温暖化対策実行計画の策定について
- ・講ずべき施策の項目について

【地球温暖化対策実行計画の策定について】

⇒温室効果ガスの削減目標や具体的な施策を定めること

【講ずべき施策の項目について】

⇒再生可能エネルギーの普及促進

⇒エネルギー使用の合理化

⇒移動手段の選択等による温室効果ガス排出量の削減

⇒吸収源の利用

⇒気候変動適応策

2. 条例の見直しについて

● 条例見直しの根拠

第4章	● 雑則 ・ この条例の見直しについて
第18条(この条例の見直し) この条例は、その運用状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例施行の日以後5年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。	



- 第18条の規定により、条例の見直しを行う
- 環境基本条例と足並みを揃え、条例制定から4年経過となる令和6～7年度に見直しを行い、必要に応じて条例改正を行う
- 「条例改正を行わない」という結論に達した場合でも、パブリックコメント手続を行う(「条例改正を行わない」という見直し)

3. 見直しにあたり考慮する点

(1) 条例の性質

- 脱炭素社会への移行に向けた基本理念を定め、各主体の責務を明らかにすることを目的としている
- 脱炭素社会への移行に向けた取り組みの方向性を示し、講ずべき施策を列挙しているが、当該条例に基づく具体的な施策や取り組みについては、実行計画において位置付けている



【事務局の考え方】

理念条例であることを踏まえ、これまでどおり、個別具体の施策を条例に記載することは行わず、並行して見直しを行っている

「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」において対応したい

3. 見直しにあたり考慮する点

(2)建築物省エネ法への対応

- 建築物省エネ法における「再エネ促進区域制度」を活用する場合、市町村は、促進計画を策定することで、建物の容積率、建蔽率、高さに係る制限を緩和し、区域内の再エネ促進を図ることができる
- 促進計画の策定と併せ、市町村の条例において、建築士の説明義務の対象となる建築物の用途や規模を位置付ける必要がある



【事務局の考え方】

- ・再エネを促進していく観点からは、設定した方が良いと思われる。
- ・ただし、防災面や景観への影響が発生する恐れがあり、まちづくりと一体的に考える必要がある。
- ・よって、建築物省エネ法における「再エネ促進区域制度」の設定は慎重に検討したい。

4. 今後のスケジュール（予定）

令和6年度	令和6年12月	● 第18回 温暖化対策推進部会
	令和7年3月	● 第83回環境審議会
令和7年度	令和7年5月	● 第84回環境審議会
	令和7年8月	● 第85回環境審議会
	令和7年10月	● 第86回環境審議会 ◇ パブリック・コメント（PC）手続
	令和7年12月	● 第87回環境審議会（答申） PC手続結果報告、条例見直し最終案
	令和8年3月	◇ 市議会への報告
令和8年度	令和8年4月	◇ 条例施行

随時
部会開催
(約3回)

資料5(参考)

○地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

令和3年9月21日

条例第59号

地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例をここに公布する。

地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 地球温暖化対策に関する施策の基本方針(第9条)

第3章 地球温暖化対策に関する施策等(第10条—第17条)

第4章 雑則(第18条)

附則

三方を海に囲まれるとともに丘陵地や斜面地などのみどり豊かな横須賀の自然環境は、市民にとっての大きな魅力となっています。

しかし、近年、世界各地において生じている地球温暖化に起因するとみられる猛暑や短時間豪雨、農作物の不作、生態系の変化など、人々だけでなく地球全体に深刻な被害をもたらす気候変動の影響は、本市においても重大な脅威となっています。

このような危機的状況の中、国際条約であるパリ協定の発効により、世界は脱炭素社会の実現に向けて動き出しました。脱炭素社会への移行は、世界が一丸となって取り組むべき課題であり、世界の一員として横須賀に生きる私たちの使命でもあります。

これまで本市では、計画を策定し、低炭素社会の構築や気候変動への適応を推進してきたほか、令和3年1月には、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとすることを目指す姿勢を示しました。

横須賀が誇るべき豊かな環境を未来へ継承し持続させていくためには、低炭素社会から脱炭素社会へ、これまで以上に大胆な変革が必要不可欠です。市民、事業者、市民団体、行政等のあらゆる主体が危機感を共有し、社会全体が二酸化炭素排出量実質ゼロとなる生活様式及び事業活動へと生まれ変わるとともに、長期に渡って地球環境に影響を及ぼすと考えられている気候変動に柔軟に適応していくことが求められます。

ここに、豊かな自然環境、良質な生活環境及び地域経済振興が共存した脱炭素社会への移行に向けた施策を実効性のあるものとし、市民、事業者、市民団体、行政等のあらゆる主体の責務に基づく役割を明確にし、併せて地球温暖化対策に不退転の覚悟で取り組むため、こ

の条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、脱炭素社会への移行に向けた温室効果ガスの排出量の削減等及び気候変動適応策(以下「地球温暖化対策」という。)の推進について、行動の原則を基本理念として定め、市民、事業者及び市民団体(市民、事業者その他の団体又はこれらの者で組織する団体をいう。以下同じ。)並びに市の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定め、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会を実現し、自然環境の保全、生活の安定及び地域経済の発展を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(他の条例との整合)

第2条 市は、この条例が本市の地球温暖化対策に関する政策の基本的位置を占めるという認識に基づき、その運用に当たっては、この条例に関係し、かつ、基本事項を定める他の条例と相互に整合するように調整を図るものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 二酸化炭素排出量実質ゼロ 人の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出の量と森林等の吸収源による二酸化炭素の除去の量との均衡がとれた状態をいう。
- (2) 脱炭素社会 二酸化炭素排出量実質ゼロを達成し、かつ、生活の質の向上及び持続可能な経済の発展が可能となった社会をいう。
- (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出量の削減等 温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化等地球温暖化の防止を図るための施策又は取組みをいう。
- (5) 再生可能エネルギー エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年法律第72号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用して得ることができるエネルギーをいう。
- (6) 気候変動適応策 気候変動(地球の大気組成を変化させる人の活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。以下同じ。)の影響に適切に対処するための施

策又は取組みをいう。

(基本理念)

第4条 脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 日常生活及び事業活動において、二酸化炭素排出量実質ゼロが達成されるよう、社会経済システムの転換を図ること。
- (2) 市民、事業者及び市民団体並びに市が、脱炭素社会を実現することの重要性を認識し、それぞれの責務を自覚して積極的に取り組むこと。
- (3) 温室効果ガスの排出量の削減等を図るとともに、社会及び経済の課題の解決に貢献すること。
- (4) 気候変動適応策の推進に資する地域に存する多様な資源を有効に活用するとともに、気候変動適応策を通じ、地域における課題の解決に貢献すること。

(市民の責務)

第5条 市民は、前条に規定する基本理念(以下単に「基本理念」という。)に基づき、日常生活において、温室効果ガスの排出量の削減等のために必要な措置を積極的に講じて、脱炭素社会への移行のために役割を果たすとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動において、温室効果ガスの排出量の削減等のために必要な措置を積極的に講じて、脱炭素社会への移行のために役割を果たすとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念に基づき、その活動において、温室効果ガスの排出量の削減等のために必要な措置を積極的に講じて、脱炭素社会への移行のために役割を果たすとともに、他の者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

2 環境の保全を図る活動を行うことを主たる目的として組織された市民団体は、その活動を通じて、地球温暖化対策に関する市民及び事業者の理解が深まり、これらの者の地球温暖化対策に対する参加と協働が促進される取組みを行うよう努めなければならない。

(市の責務)

第8条 市は、基本理念に基づき、脱炭素社会への移行のための総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとし、地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、

地球温暖化対策に関する活動への市民、事業者及び市民団体の参加及び協力を促し、これらの意見を適切に反映させるものとする。

- 2 市は、市民、事業者及び市民団体が脱炭素社会への意識及び関心を高め、地球温暖化対策に積極的に取り組むことができるよう、社会的気運が醸成されるための取組みに努めるとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、市の事務及び事業に関し、地球温暖化対策のために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 地球温暖化対策に関する施策の基本方針

第9条 市は、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として、地球温暖化対策の具体的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 再生可能エネルギーの普及やエネルギーの使用の合理化の促進、温室効果ガスの排出量のより少ない移動手段の選択等、温室効果ガスの排出量の削減に関する施策を推進すること。
- (2) 二酸化炭素の吸収作用及び固定作用を有する森林や藻場等の保全及び活用に関する施策を推進すること。
- (3) 地域の特性を踏まえ、気候変動の影響による被害の軽減又は回避に関する施策を推進すること。

第3章 地球温暖化対策に関する施策等

(地球温暖化対策実行計画)

第10条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施するため、脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策実行計画」という。)を策定するものとする。

- 2 地球温暖化対策実行計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 地球温暖化対策実行計画の実施期間、温室効果ガスの総排出量の削減目標その他地球温暖化対策に関する基本方針
 - (2) 温室効果ガスの排出量の削減等に関する具体的な施策
 - (3) 気候変動適応策
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策を推進するために必要な事項
- 3 市長は、地球温暖化対策実行計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民、事業者及び市民団体の意見を反映するよう努めるとともに、環境基本条例(平成8年横須賀市条例第26号)第22条第1項に規定する横須賀市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、地球温暖化対策実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 市長は、本市の区域内における温室効果ガスの総排出量並びに地球温暖化対策の実施状況及びその評価について、年次報告書を作成し、公表するものとする。

(再生可能エネルギーの普及の促進)

第11条 市は、再生可能エネルギーの利用の拡大を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 再生可能エネルギーの導入を促進するための施策

(2) 再生可能エネルギーである電気又は再生可能エネルギーである電気に相当するものとして環境価値が付与された電気の購入を促進するための施策

(3) 再生可能エネルギーに相当するその他のエネルギーの利用を促進するための施策
(エネルギーの使用の合理化)

第12条 市は、日常生活及び事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化(一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために、徹底的に効率の向上を図ることをいう。)を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) エネルギーの消費量がより少ない電気、ガスその他のエネルギーに係るエネルギー消費機器の優先的な購入を促進するための施策

(2) エネルギー消費機器及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴うエネルギーの消費量を抑制するための施策

(3) エネルギー消費量がより少ない役務を優先的に利用するための施策

(4) 環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を設定し、当該目標を達成するための取組みを推進するための仕組みをいう。)を事業者に普及させるための施策

(移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減)

第13条 市は、移動手段の選択等による温室効果ガスの排出量の削減を促進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)を使用する者の公共交通機関、自転車及び徒歩その他温室効果ガスの排出量の削減に資する移動手段の利用への転換を促進するための施策

- (2) 温室効果ガスを排出しない自動車等又は温室効果ガスの排出量が相当程度少ない自動車等の導入を促進するための施策
- (3) 電動車等(電気を全部又は一部の動力源とし、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車等をいう。)にエネルギーを供給する設備の設置を促進するための施策
- (4) 自動車等を使用する者が環境に配慮した運転を行うことを促進するための施策
(温室効果ガスの吸収源の利用)

第14条 市は、前3条に規定する温室効果ガスの排出量の削減に関する施策を積極的に実施し、及び二酸化炭素排出量実質ゼロの達成に資するため、市民、事業者及び市民団体の森林や藻場の二酸化炭素の吸収作用及び固定作用に関する理解が深まるよう取り組むとともに、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 森林の適切な保全及び整備並びに市街地における緑化及び農地の適切な保全を推進するための施策
- (2) 藻場の再生、保全及び活用等を推進するための施策
- (3) 地球温暖化対策により削減され、又は吸収された温室効果ガスの量を、他の者の温室効果ガスの削減の量とみなすことができるようにする取引を促進するための施策
(気候変動への適応)

第15条 市は、次に掲げる気候変動適応策を重点的かつ効果的に推進するものとする。

- (1) 気候変動の影響を踏まえた水害その他の自然災害の予防及び市民啓発を図る施策
- (2) 気候変動の影響を踏まえた熱中症の予防及び市民啓発を図る施策
- (3) 気候変動の影響に関する情報の収集並びに効果的な気候変動への適応に関する調査及び研究
(広域的な連携)

第16条 市は、市民、事業者及び市民団体、国、他の地方公共団体及び関係行政機関並びに大学その他の教育研究機関と広域的に連携し、及び協働して、地球温暖化対策の効果的な推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、脱炭素社会への移行に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 雑則

(この条例の見直し)

第18条 この条例は、その運用状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例施行の日以後5年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

第18回 横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会

**「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」
の見直しについて**

令和6年12月23日（月）

経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当

目次

1. ゼロカーボンシティ実現に向けた市の主な取り組み
2. 計画の概要
3. 計画の見直しについて
 - (1) 削減目標の見直し
 - (2) 促進区域（温対法）の設定
 - (3) 促進区域（建築物省エネ法）の設定
 - (4) 指標・取り組みの見直し
4. 今後のスケジュール

1. ゼロカーボンシティ実現に向けた市の主な取り組み

1. 公共施設への太陽光パネルの設置

- ・避難所を優先的に令和4年度から順次実施
- ・上下水道局施設についても順次実施

2. 公共施設の照明LED化

- ・令和6年度に道路・公園照明灯、及び本庁舎で実施
- ・令和7年度以降、他の施設でも順次実施予定

3. 国交付金を活用した脱炭素化の推進（重点対策加速化事業）

- ・令和6年度採択（令和6年度～令和10年度の5年間）
- ・市民・企業等への太陽光パネルなどの導入を支援
- ・令和7年度からは三浦半島の他の自治体でも同様の補助を実施

2. 計画の概要

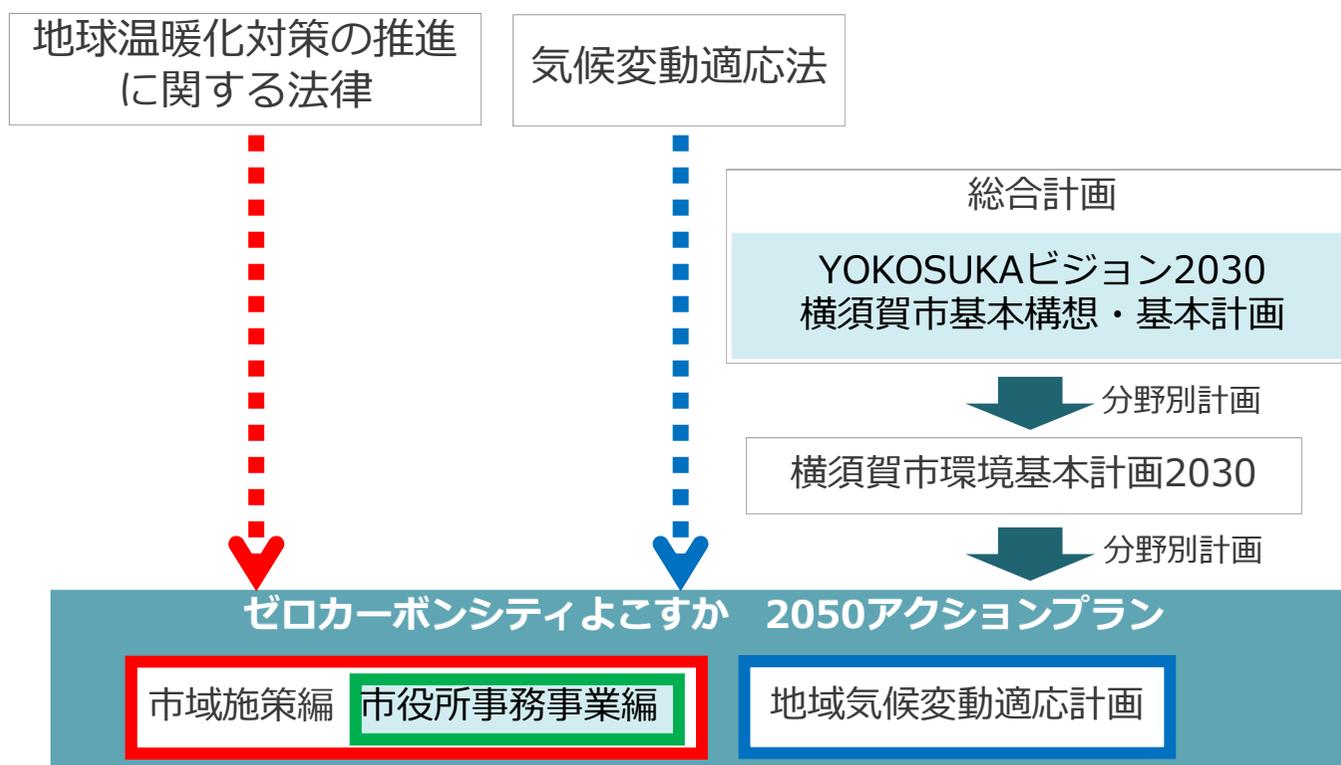
(1) 計画制定の経緯

- 令和3年(2021年)1月に、「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」を表明、同年10月に、「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」を施行
- 上記を踏まえ、脱炭素社会への移行に向けた令和4年度(2022年度)からの新計画、「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」を策定



2. 計画の概要

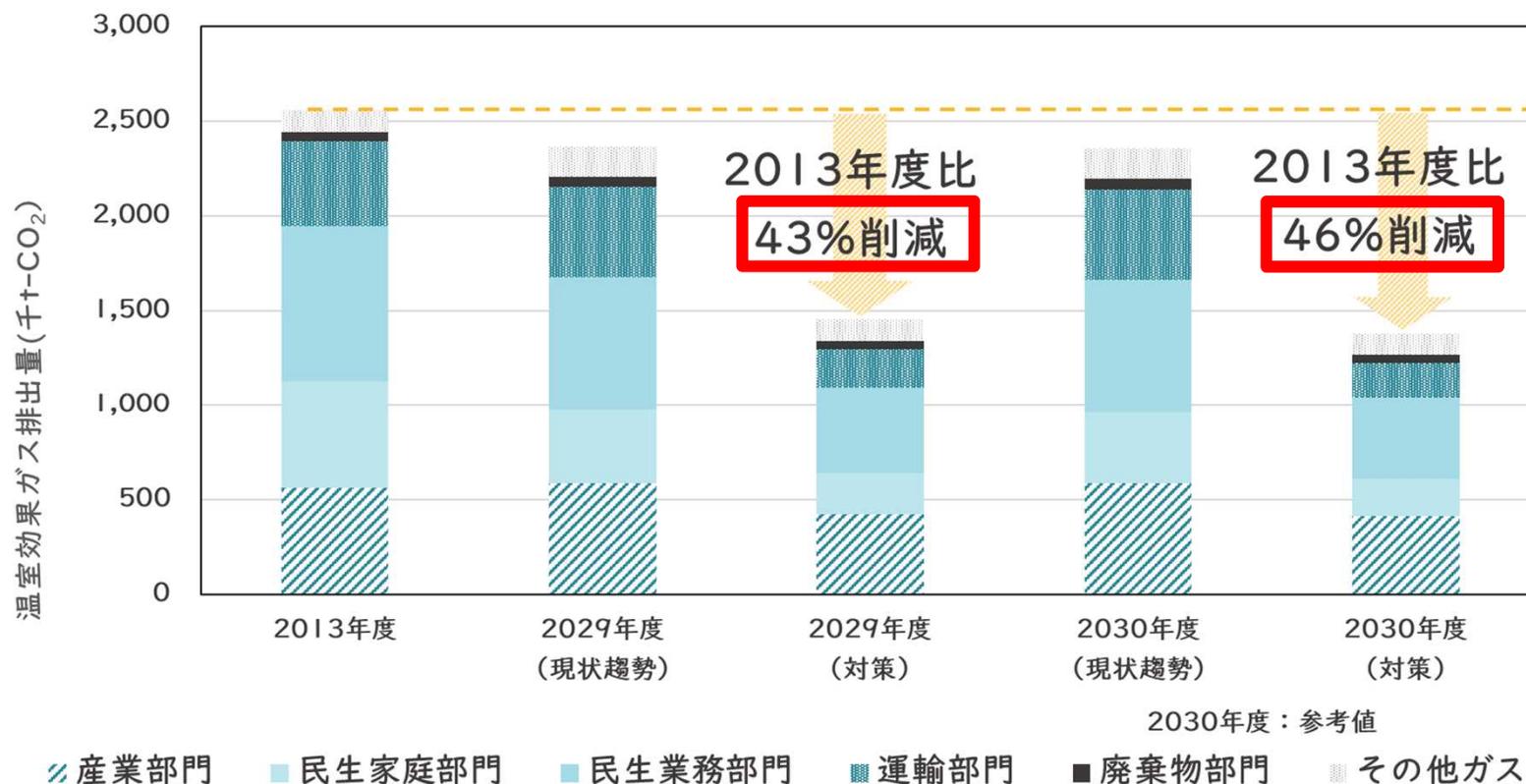
(2) 計画の位置付け



- 温対法に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編及び事務事業編)」に位置付け
- 気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」に位置付け
- 「横須賀市環境基本計画2030」の分野別計画に位置付け

2. 計画の概要

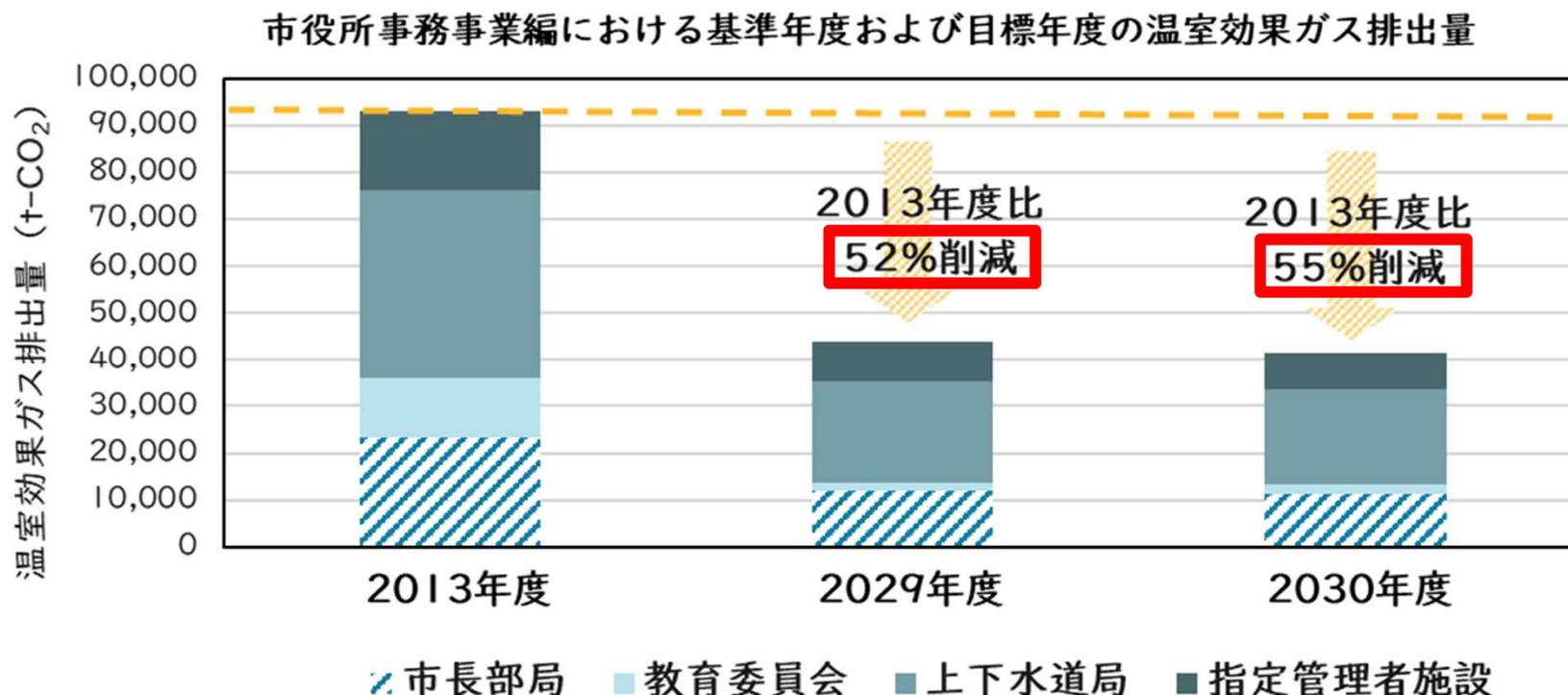
(3) 計画の削減目標 (市域施策編)



- 上位計画である「YOKOSUKAビジョン」の計画期間に合わせ、2029年度を目標年度とし、基準年度（2013年度）比43%削減
- 国・県の計画期間を考慮し、2030年度も参考として併記

2. 計画の概要

(3) 計画の削減目標（市役所事務事業編）



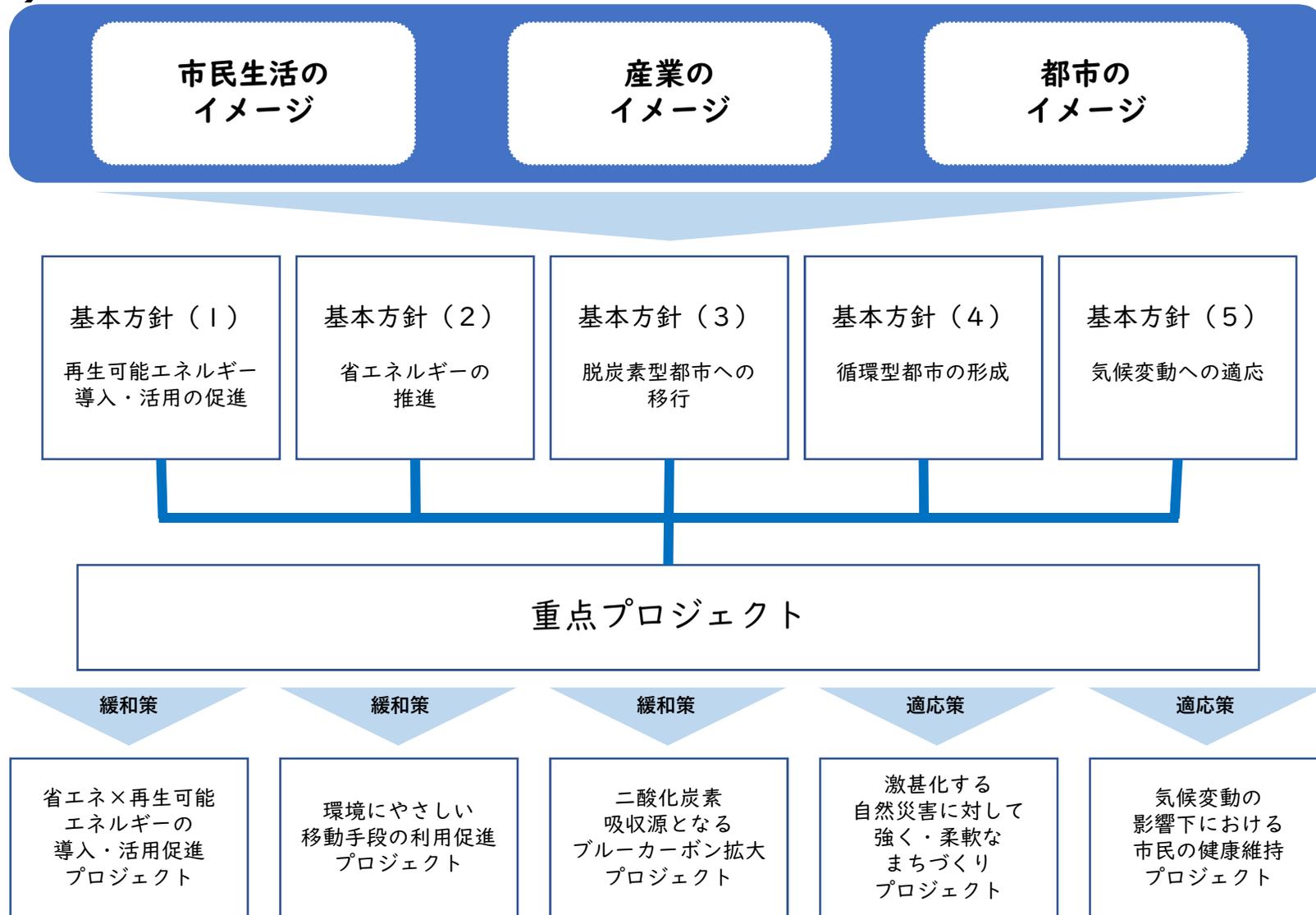
- 令和6年3月に、以下のとおり改定済み

2029年度：42%削減 ⇒ **52%削減**

2030年度：45%削減 ⇒ **55%削減**

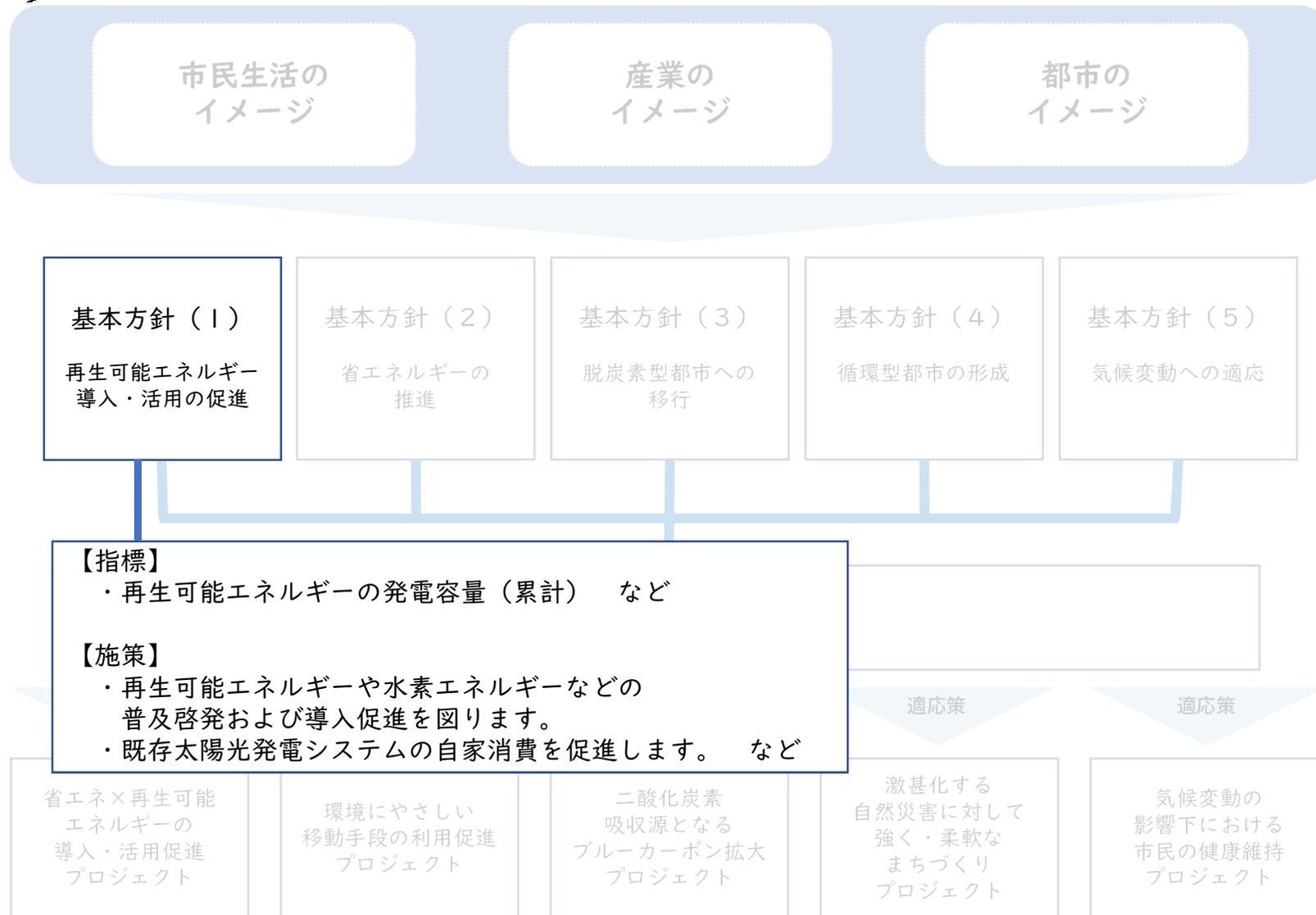
2. 計画の概要

(4) 計画の体系図



2. 計画の概要

(4) 計画の体系図



3. 計画の見直しについて

(1) 削減目標の見直し

① 国の動き

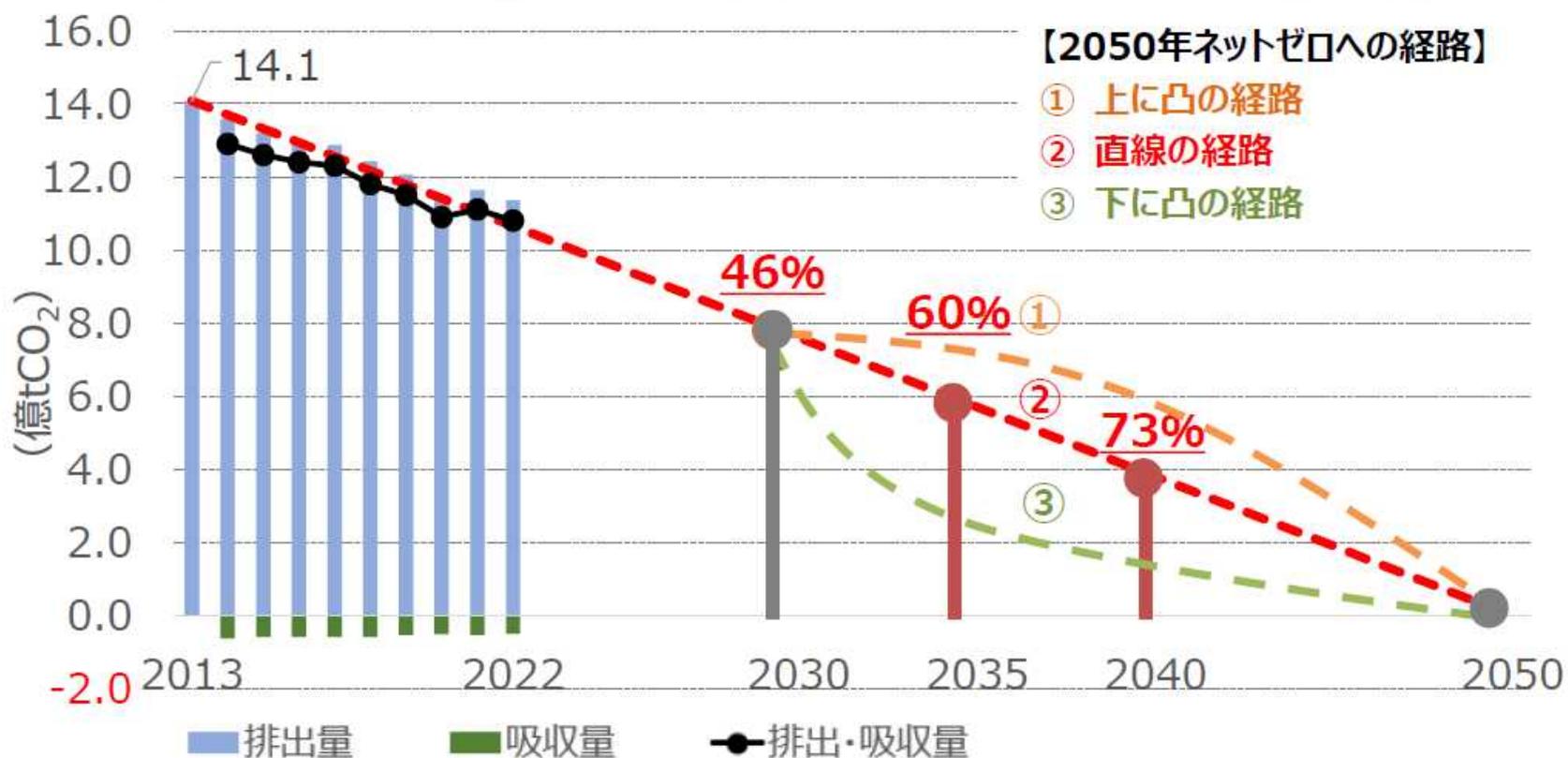
- 令和7年2月に、国連へのNDC（日本の削減目標）提出に向け、削減目標を含めた国の地球温暖化対策計画等の見直しを検討中
- 現時点では、これまでの削減目標である「**2030年度46%削減**」を延伸した、「**2035年度60%削減**」を案として提示。削減目標の軌道修正（引き上げ）も含めて議論を継続中

3. 計画の見直しについて

(1) 削減目標の見直し

① 国の動き

2030年度46%削減、2050年ネットゼロを堅持。その間の経路が論点。



(出典：中央環境審議会資料より抜粋)

3. 計画の見直しについて

(1) 削減目標の見直し

②市の考え

- これまでの本市における温室効果ガス排出量削減結果を延伸すると、「**2030年度48%削減**」、「**2035年度62%削減**」となる。

※横須賀市域の温室効果ガス排出量は、主に国や県の統計データを活用した按分法で算出している。

※2019年度～2021年度は、コロナ禍だったため、特異値である可能性あり

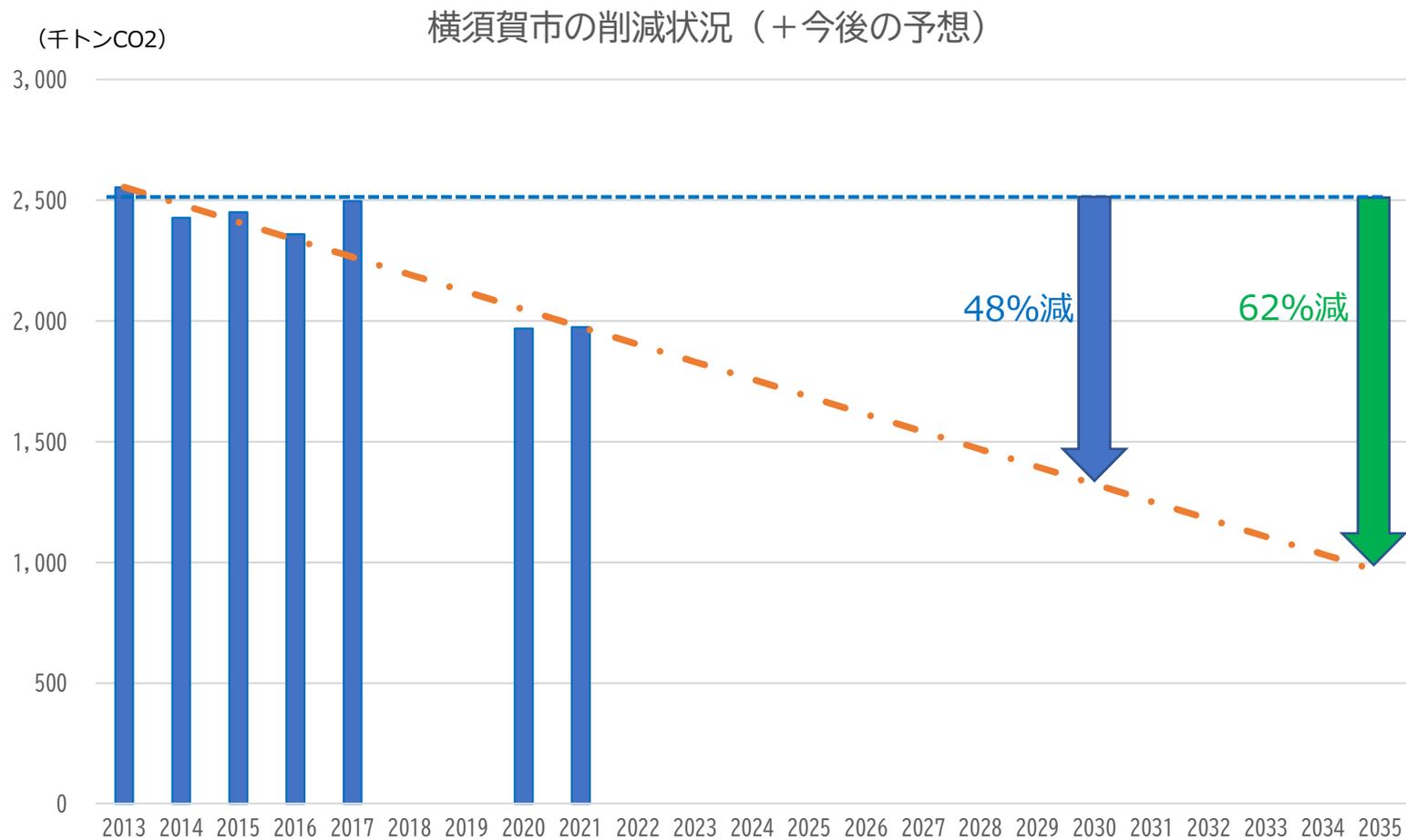
(事務局の考え方)

国の削減目標が固まった段階で、国の数値を考慮しながら設定することとしたい。

3. 計画の見直しについて

(1) 削減目標の見直し

② 市の考え

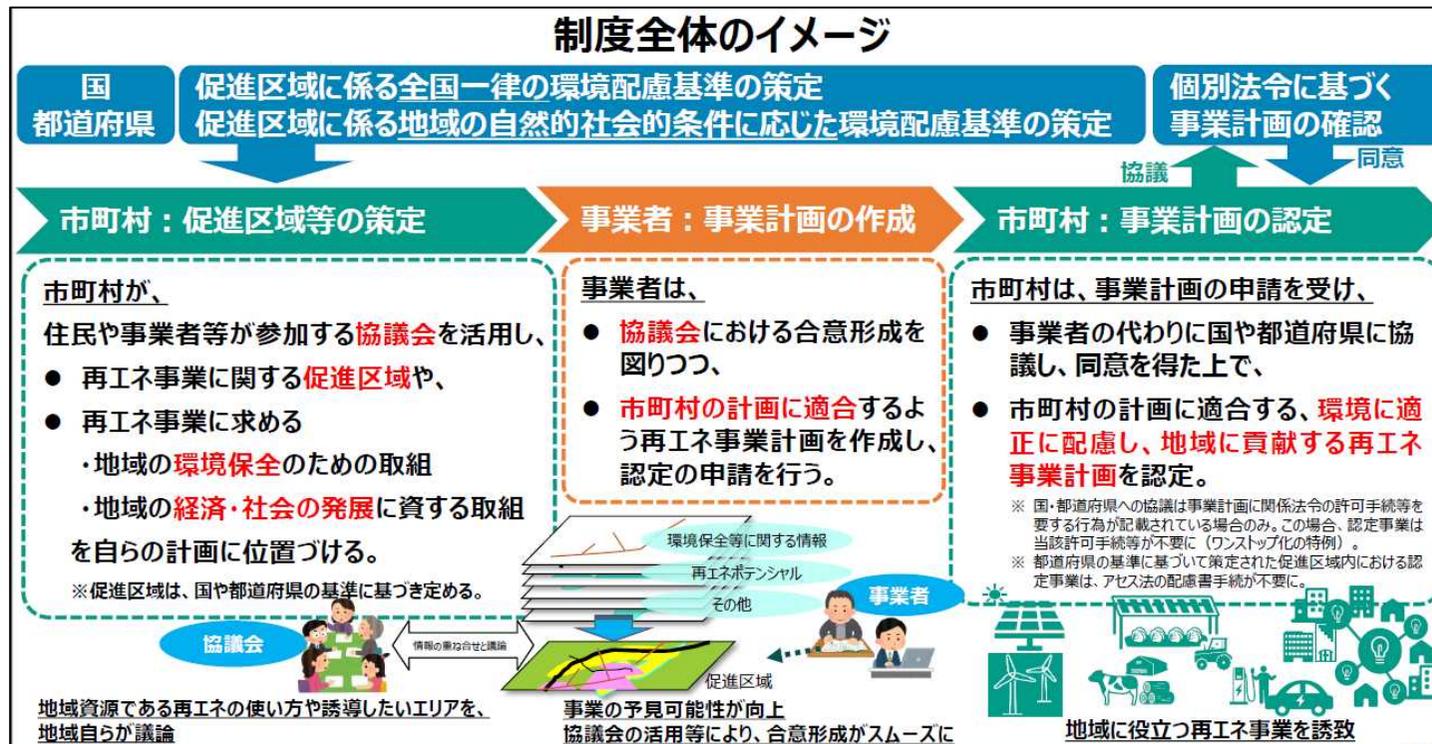


3. 計画の見直しについて

(2) 促進区域（温対法）の設定

① 促進区域（温対法）の概要

- 市町村が、再エネを促進する区域や、再エネ事業に求める環境保全等の取り組みを計画に位置付け、適合する事業計画を認定することで、環境に配慮し、地域に貢献する再エネを推進



(出典：環境省資料より抜粋)

3. 計画の見直しについて

(2) 促進区域（温対法）の設定

① 促進区域（温対法）の概要

- 促進区域を設定することで、以下のメリットが考えられる。

- 【事業者】
- ・メガソーラー等施設整備にかかる 許可申請手続きのワンストップ化の特例（＝事務負担の軽減）
 - ・ 国補助の優先採択

※地域の脱炭素化、環境保全、地域経済・社会の発展に資する

取り組みを実施する必要あり

例：地域へ再エネを供給、環境教育の実施、など

- 【市町村】
- ・ 意図した区域での再エネ促進

3. 計画の見直しについて

(2) 促進区域（温対法）の設定

②市の考え

（事務局の考え方）

3月の環境審議会でお示ししたとおり、以下の促進区域を設定することとしたい。

【対象とする再エネ】 太陽光発電

【対象区域】 工業地域、工業専用地域

- （設定理由）
- ・大規模にパネルを設置しやすい工場での設置を推進
 - ・敷地が広いため周囲への影響が出にくい
 - ・自然への影響が少ない

3. 計画の見直しについて

(3) 促進区域（建築物省エネ法）の設定

① 促進区域（建築物省エネ法）の概要

- 市町村は、建築物への再エネ利用設備の設置を促進するために、導入に適した区域を促進区域として設定することができる。
- 市町村が促進区域を設定した計画を作成・公表することで、計画対象区域内において、①建築士から建築主への説明義務、②建築基準法の形態規制の特例許可、等の措置が適用される。

3. 計画の見直しについて

(3) 促進区域（建築物省エネ法）の設定

① 促進区域（建築物省エネ法）の概要

制度の概要

○市町村は、基本方針に基づき、建築物への再エネ利用設備の設置の促進を図ることが必要であると認められる区域について、促進計画を作成することができる。



行政区域全体を設定 又は 一定の街区等を設定

※ 住民の意見を踏まえ、気候・立地等が再エネ設備の導入に適した区域を設定。

【促進計画に定める事項（法第67条の2第2項）】

- ・ 再エネ利用促進区域の位置、区域
- ・ 設置を促進する再エネ利用設備の種類
- ・ 建築基準法の特例適用要件に関する事項

○再エネ利用設備の種類については、国土交通省令で定める再エネ利用設備（下表はその案）から、市町村が選択

次の再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備	太陽光/風力/水力/地熱/バイオマス
次の再生可能エネルギー源を熱源とする熱を利用するための設備	太陽熱/地熱/雪又は氷その他の自然界に存する熱（大気中の熱及び前出の地熱・太陽熱を除く）/バイオマス

計画区域内に適用される措置

建築士による再エネ導入効果の説明義務

- ・ 建築主に対し、設置可能な再エネ設備を書面で説明
- ・ 条例で定める用途・規模の建築物が対象

市町村の努力義務（建築主等への支援）

- ・ 建築主に対し、情報提供、助言その他の必要な支援を行う（例：再エネ利用設備の設置に関する基本的な情報や留意点）

建築主の努力義務（再エネ利用設備の設置）

- ・ 区域内の建築主に対し、再エネ利用設備を設置する努力義務

形態規制の合理化

- ・ 促進計画に定める特例適用要件に適合して再エネ設備を設置する場合、建築基準法の形態規制について、特定行政庁の特例許可対象とする

【特例許可の対象規定（建築基準法）】

- ・ 容積率 ・ 建蔽率
- ・ 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ
- ・ 高度地区内における建築物の高さ



再エネ導入効果の説明義務
形態規制の合理化

促進計画区域
市町村管内

（出典：国土交通省資料より抜粋）

3. 計画の見直しについて

(3) 促進区域（建築物省エネ法）の設定

②市の考え

- 再エネを促進していく観点からは、設定した方が良いと思われる。
- ただし、建蔽率の緩和に伴う空地の減少による防災面への影響や、建物屋上へのソーラーカーポート等の設置に伴う景観への影響が発生する恐れあり。まちづくりと一体的に考える必要がある。
- また、建築士に対して説明義務を課すことになる。
- なお、再エネ設置事業者にヒアリングしたところ、建築基準法の形態規制（高さ制限・建蔽率・容積率）緩和に対する需要は、ほとんどない。



(事務局の考え方)

まちづくりの部門と連携しながら、慎重に検討したい。

3. 計画の見直しについて

(4) 指標・取り組みの見直し

基本方針	現状の指標項目	目標値
1	再生可能エネルギーの発電容量（累計）	100,000kW
	再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数（累計）	1,000件
	公共施設への再生可能エネルギー発電設備の設置割合	50%
2	ZEHに資する設備への助成件数	500件
	環境問題に関する講習会やセミナーの開催回数	10回
	市役所のエネルギー使用量の削減率	18%
3	次世代自動車および充電設備の導入助成件数	500件
	緑被率	54.5%
	藻場の保全活動対象面積	200ha
	熱帯夜日数の推移 ※経過観察が目的のモニタリング指標	—
4	ごみの排出量	111,222t
	1人1日当たりの一般廃棄物の排出量	810g/人・日
	資源化率	33.6%

3. 計画の見直しについて

(4) 指標・取り組みの見直し

基本方針	現状の指標項目	目標値
1	再生可能エネルギーの発電容量（累計）	100,000kW
	再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数（累計）	1,000件
	公共施設への再生可能エネルギー発電設備の設置割合	50%
2	ZEHに資する設備への助成件数	500件
	環境問題に関する講習会やセミナーの開催回数	10回
	市役所のエネルギー使用量の削減率	18%
3	次世代自動車および充電設備の導入助成件数	500件
	緑被率	54.5%
	藻場の保全活動対象面積	200ha
	熱帯夜日数の推移 ※経過観察が目的のモニタリング指標	—
4	ごみの排出量	111,222t
	1人1日当たりの一般廃棄物の排出量	810g/人・日
	資源化率	33.6%

3. 計画の見直しについて

(4) 指標・取り組みの見直し

① 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池への助成件数（累計）

- 現状、横須賀市地球温暖化対策地域協議会の実施する「よこすかエコポイント（以下、「エコポイント」という）」事業における太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電システム導入者へのポイント交付件数を目標値として設定
- 環境省より採択を受け、令和6年7月から重点対策加速化事業費補助金制度を創設し、太陽光発電設備及び蓄電池への補助を開始
- 交付要件は異なるものの、重点対策加速化事業費補助金制度と既存の「エコポイント」は併用不可としているため、「エコポイント」交付件数は激減する見込み



(事務局の考え方)

重点対策加速化事業費補助金の実績に関連した指標を新たに追加する

3. 計画の見直しについて

(4) 指標・取り組みの見直し

② 藻場の保全活動対象面積

- 現状、水産多面的機能発揮対策事業（藻場の保全）として、藻場保全事業（ウニ駆除・アイゴ駆除）を行っている活動区域や、藻場の再生・保全の取り組みを行う区域の面積を目標値として設定
- 令和6年度には、企業版ふるさと納税を活用した、藻場の再生に関する取り組みを実施
- 藻場を造成しても、食害や潮流の影響で定着しないことや、資金面や人手の面で課題が多いことなど、当初想定した以上に、藻場の再生や保全に関する取り組みが難しいと判明



(事務局の考え方)

実態に即した数値に見直しを行う

3. 計画の見直しについて

【本日主にご意見をいただきたい内容】

- ・事務局からお示しした（１）～（４）の考え方について

※指標・取り組みの見直しをはじめ、

事務局からお示ししたポイント以外についても、
見直すべき事項があればご意見をいただきたい。

4. 今後のスケジュール（予定）

令和6年度	令和6年12月	● 第18回 温暖化対策推進部会
	令和7年3月	● 第83回環境審議会
令和7年度	令和7年5月	● 第84回環境審議会
	令和7年8月	● 第85回環境審議会
	令和7年10月	● 第86回環境審議会 ◇ パブリック・コメント（PC）手続
	令和7年12月	● 第87回環境審議会（答申） PC手続結果報告、計画見直し最終案
	令和8年3月	◇ 計画見直しを市議会へ報告
令和8年度	令和8年4月	◇ 運用開始

随時
部会開催
(約3回)